

# 都市計画マスター プランの概要

## 都市づくりの基本理念

### 1. 都市計画マスター プランとは

都市計画マスター プランとは、都市計画法に基づいて定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。この「基本的な方針」をより簡単に表すと、都市として発展していくための課題に対応した、宇城市のあるべき「まち」の姿とその実現に向けたまちづくりの方針を示す計画です。

#### ● 都市計画法に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

- 住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区のあるべき「まち」の姿を定めるものです。  
● **概ね 20 年先を見通して策定**
- 長期的な視点から将来のまちの姿を見通した方針とするため、目標年次を概ね 20 年後に設定します。

#### ● 都市計画の目標や、新しい時代の市民生活を実現していくための方針を示す

- 現況分析に基づいた課題を抽出し、今後のまちの目標すべき将来像を構築し、都市計画の目標や新しい時代に応じたまちづくりの方針を示します。  
● **市民のみなさんの意向を反映した計画**
- 都市計画区域マスター プランや、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即したものとする必要があります。

#### ● 上位計画との整合

- 市民のみなさまの意向を反映することが求められますため、市民意向を把握するための方針が必要となります。
- 本市では、このようないくつかの課題に対応し、持続可能なまちづくりを進めため、「宇城市都市計画マスター プラン」の改定を行います。

### 2. 改定の目的

現行の都市計画マスター プラン（平成 21）年 3 月）の策定から概ね 10 年が経過する中で、社会情勢や市の環境、市民の意識は大きく変化し、新たなまちづくりの課題が発生しています。本市では、このようないくつかの課題に対応し、持続可能なまちづくりを進めため、「宇城市都市計画マスター プラン」の改定を行います。

### 3. 対象範囲

本マスター プランは、都市計画法に基づいて定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。土地利用や都市施設、生活像、産業構造、都市交通、自然的環境等のあり方を検討し、都市全体の将来ビジョンを明確化することが重要であることから、本市の行政区域全域を本マスター プランの対象範囲とします。

### 4. 目標年次

目標年次は、本マスター プランが長期的なまちづくりの計画であることから、国勢調査年次である 2020（令和 2）年を基準とし、概ね 20 年後の 2040（令和 22）年を目標年次とします。

### 5. 都市計画マスター プランの構成

#### 【第 2 章】現状・課題

- 土地利用の方針
- 景観形成の方針
- 都市施設の整備方針
- 都市防災の方針

#### 【第 3 章】実現化方策

- 自然、文化、都市を象徴する景観の保全及び形成
- 不知火地域
- 小川地域
- 豊野地域
- 松橋地域
- 三角地域

#### 【第 4 章】全体構想

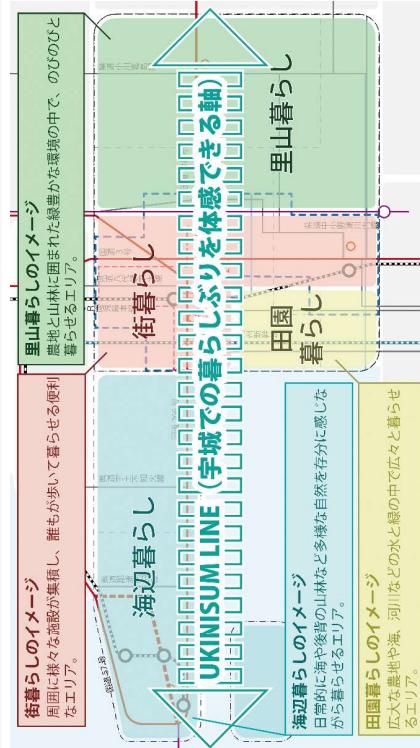
- 里山暮らしのイメージ
- 海辺暮らしのイメージ
- 街暮らしのイメージ
- 田園暮らしのイメージ

#### 【第 5 章】地域別構想

- 里山暮らしのイメージ
- 海辺暮らしのイメージ
- 街暮らしのイメージ
- 田園暮らしのイメージ

本市の基盤である豊かな自然・歴史・文化・風土を受け継ぎ、海や山、まちが織りなす多様な生産を享受しながら、自分に合った暮らしぶりを選択できる、都市と田舎のバランスの取れたまちづくりの都市の形成を図るため、都市づくりの基本理念を以下のとおり設定します。

## ● 海 × 山 × まちが織りなす 多様な暮らしぶりを選択できるまち・宇城



地域活力を高める賑わいと交通の要所を  
活かした産業の発展による  
“暮らし続ける”まちづくり

施策方針 1：交通の要所である JR 駅を中心とした賑わいの創出  
施策方針 2：多様な産業の発展と新規産業の誘致による地域活性力の維持・創出  
施策方針 3：恵まれた広域交通網を活かした交流の拡大

みんなで支え、安全・安心に  
“暮らし合う”まちづくり

施策方針 1：復興の推進と大規模災害に対応する勒やかな都市の形成  
施策方針 2：みんなで支える地域福祉の充実  
施策方針 3：市民との協働によるまちづくりの推進

水と緑豊かな自然環境とそれに育まれて  
きた歴史文化の継承・活用による  
“暮らししたくなる”まちづくり

施策方針 1：水と緑豊かな自然環境の保全  
施策方針 2：三角西港等の歴史・文化資源の保全及び観光への活用  
施策方針 3：自然、文化、都市を象徴する景観の保全及び形成

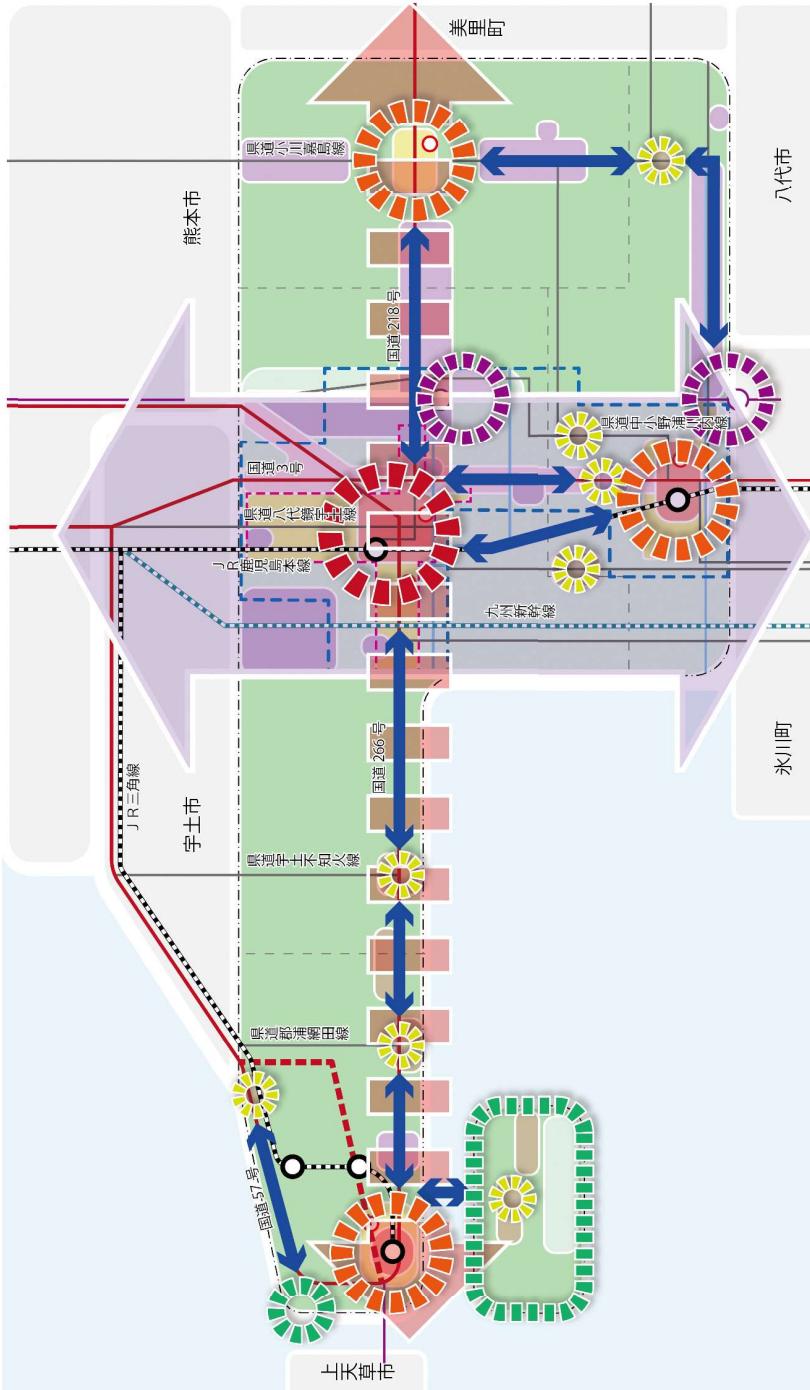
## 将来都市構造

### 1. 将来都市構造とは

将来都市構造は、本市が目指す将来の都市の姿を「点：拠点、「線：連携軸」、「面：土地利用」の3つの要素で表現したもののです。周辺市町村や市内の各拠点を連携軸で有機的に結び、各拠点が都市づくりの基本方針を踏まえた都市形成を図れるよう以下のとおり設定します。

### 2. 拠点形成

<b>都市拠点</b>	様々な都市機能の集積やにぎわいの創出とともに公共交通と連動した、歩いて暮らしあらいまちなかづくりを進めます。
<b>地域拠点</b>	都市機能の役割分担による都市機能の集積・維持を行います。
<b>生活拠点</b>	集落における生活利便性を確保する役割を担う拠点であるため、生活に必要な最小限の都市機能の集積・維持を行います。
<b>産業拠点</b>	広域交通の利点を活かした既存産業の操業環境の維持と円滑な流通環境の確保を図ります。
<b>クリエーション拠点</b>	市を代表する歴史・文化資源の保全及び周辺を含めた魅力的な景観形成を図り、観光による交流人口の増加を図ります。



《拠点形成》		《連携軸》		《土地利用》		《基盤情報》	
	都市拠点		産業拠点		都市間連携軸		商業・業務地区
	地域拠点		レクリエーション拠点		拠点間連携軸		工業地区
	生活拠点		拠点		UKINISUM LINE		沿道地区
	産業拠点		・・・		▲将来都市構造図		集落地区
<b>3. 連携軸</b>		<b>4. 土地利用</b>		<b>5. 基盤情報</b>		<b>6. 地域特性</b>	
<b>都市間連携軸</b>	周邊市町村と連携し、本市全体の活性化を図る重要な役割を担う軸であるため、沿道・沿線における土地活用の促進を図ることで、魅力的な沿道景観の形成等、市内への交通流動の確保を図ります。	<b>拠点間連携軸</b>	各拠点間の有機的な連携を図り、市内各所の生活利便性を確保する役割を担う軸であるため、沿道・沿線における土地活用の促進を図ることで、路線バス等の公共交通の維持・充実を図ります。	<b>住宅地区</b>	魅力ある中心地として計画・整備を進めるとともに、快適性・回遊性を有する商業空間の形成を図ります。	<b>農地</b>	地域特性に配慮した生活環境の拡充を進めるとともに、整備・充実を図り、地域住民の交流の場の確保や余暇需要に対応した整備を促進します。
<b>UKINISUM LINE</b>	本市の魅力的で多様な暮らししぶりが東西で移り変わる様相を色濃く表現する軸であるため、暮らししぶり等に配慮した豊かな景観形成による外的なPRを図ることで、路線バス等の公共交通の維持・充実による多様な暮らししぶりの連携の強化を図ります。	<b>沿道地区</b>	市街地との適正な機能分担・連携、商業や工業等の沿道の土地活用を図ることで、これらと住宅が共生する地区として、その環境整備を進め、秩序ある土地利用を推進します。	<b>山林</b>	国土保全機能や景観確保の観点から、森林資源の適正な保全を図るとともに活用などの両目的で一括して、市民の憩いの場として提供、市民の憩いの場として提供します。	<b>集落地区</b>	主として良好な居住環境の維持・誘導など宅地供給を図り、土地の高度利用と良質の住宅地の供給を推進します。